

【日本語教育機関教育活動自己点検・評価】

千代田国際語学院の理念目的、育成する人材像

世界中で人的交流が継続的に盛んになる状況下で、外国人留学生を受け入れる日本語教育機関としての資質の向上を常に図りながら、日本語教育を通じ国際感覚を持てる人材を育成することを目標に掲げる。

自己点検・評価

作成日 2021 年 4 月末日

2020 年度	
1. 学校運営	確認
1.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。	〔 〇 〕
2. 入学者の募集	評価
2.1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。	(A) B C
2.2 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	(A) B C
3. 入学者選考	
3.1 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。	(A) B C
3.2 入学者の選考に当たっては、学校関係者（職員等）が面接等を行うよう努めている。	(A) B C
4. 納付金	
4.1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	(A) B C
4.2 関係諸法令に基づいた学費返還規程を定め公開している。	(A) B C
4.3 上記4. 1及び4. 2については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。	(A) B C
5. 学生支援	
5.1 日本社会を理解し、適応するための取組みを行っている。	(A) B C
5.2 進路指導を適切に行っている。	(A) B C
5.3 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。	(A) B C
5.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	(A) B C
5.5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。	(A) B C

6. 教員		
6.1	校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。	Ⓐ B C
6.2	教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施すると共に、他機関の実施する研修会等への参加を促している。	A Ⓑ C
6.3	教員評価を適切に行っている。	Ⓐ B C
7. 教育活動		
7.1	理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。	Ⓐ B C
7.2	授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	Ⓐ B C
7.3	教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	Ⓐ B C
7.4	授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	Ⓐ B C
7.5	理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	Ⓐ B C
7.6	授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	Ⓐ B C
8. 教育施設		
8.1	教室内は十分な照度があり換気がなされていると共に、語学教育に必要な遮音がなされている。	A Ⓑ C
8.2	授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	Ⓐ B C
8.3	法令上必要な設備等を備えている。	Ⓐ B C
9. 安全・危機管理		
9.1	対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	Ⓐ B C
9.2	感染症発生時の措置を定めている。	Ⓐ B C
9.3	気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。	Ⓐ B C
10. 法令の遵守等		
10.1	法令遵守に関する担当者を定めている。	Ⓐ B C
10.2	教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。	Ⓐ B C
10.3	個人情報保護のための対策をとっている。	Ⓐ B C
10.4	入国管理局及び関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。	Ⓐ B C
11. 財務		
11.1	財務状況は、中長期的に安定している。	Ⓐ B C
11.2	予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	Ⓐ B C
11.3	適正な会計監査が実施されている。	Ⓐ B C

評価方法 ・A:「達成されている」あるいは「適合している」項目。

・B:「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。

・C:「未達成」あるいは「適合していない」項目。

【2020年度 課程修了者の日本語能力習得状況】

作成日 2021年4月末日

日本語教育機関名： 千代田国際語学院

基準該当者合計数(実人数)：10名

対象期間：2020年4月1日～2021年3月31日

対象者：2019年10月以降の入学者で、2021年3月までにコース修了または退学し、以下の基準に該当した者

基準該当者の各内訳	進学1年6ヶ月 コース	進学1年9ヶ月 コース	進学2年 コース
a. 大学等への進学者の数	4	3	3
b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交, 公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数	0	0	0
c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数	0	0	0